

○大野市体育施設設置条例

平成 17 年 9 月 26 日

条例第 19 号

改正 平成 19 年 3 月 26 日 条例第 10 号

平成 21 年 3 月 24 日 条例第 2 号

平成 21 年 12 月 17 日 条例第 27 号

平成 24 年 3 月 27 日 条例第 8 号

平成 25 年 3 月 26 日 条例第 11 号

平成 27 年 12 月 17 日 条例第 33 号

大野市体育施設設置条例（平成元年条例第 7 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 スポーツ、レクリエーション等の振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため、大野市体育施設（以下「体育施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称		位置
真名川憩いの島	多目的グラウンド	真名川河川敷、大野市中保地係富田大橋下流 480 メートルから富田大橋上流 514 メートルまでの左岸の区域
	自由広場	
	野球場	
	マレットゴルフ場	
	サッカー場	真名川河川敷、大野市中保地係富田大橋下流 223 メートルから上流へ 138 メートルまでの左岸の区域
大野市明治公園テニス場		大野市桜塚町 604 番地
大野市ゲートボール場		大野市城町 3 番 61 号
奥越ふれあい公園多目的広場 照明設備		大野市篠座 70 号 46 番地

（指定管理者による管理）

第 3 条 体育施設の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合の当該指定管理

者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 体育施設の維持及び管理に関する業務（教育委員会が定めるものを除く。）
- (2) 利用の許可及び利用の取消しに関する業務
- (3) 利用に係る料金の徴収に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、体育施設の運営に関して教育委員会が必要と認める業務

（利用期間及び利用時間）

第4条 体育施設の利用期間及び利用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（利用の許可）

第5条 体育施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

（利用の不許可）

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、体育施設の管理上支障があると認められるとき、又は教育委員会が適当でないと認めるとき。

（利用権の譲渡等の禁止）

第7条 利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（特別の設備等の制限）

第8条 利用者は、体育施設を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

（利用許可の取消し等）

第9条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、当該利用

に係る許可の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 使用料を納期限までに納付しないとき。
- (4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(使用料)

第10条 体育施設の使用料の額は、別表第2のとおりとする。

2 体育施設を利用しようとするものは、体育施設の利用の許可を受けたとき、前項の使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 体育施設の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設等を利用することができないとき。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第9条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第14条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた

損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その額を減額し、又はこれを免除することができる。

(指定管理者による管理における適用)

第15条 第3条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第4条から第6条まで、第8条及び第9条の規定の適用については、第4条ただし書中「教育委員会が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」と、第5条、第6条、第8条及び第9条第1項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会及び指定管理者」とする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、体育施設の管理及び運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(過料)

第17条 市長は、詐欺その他の不正の行為により、この条例に定める使用料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に、改正前の大野市体育施設設置条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(指定管理者移行までの間の経過措置)

3 平成18年9月1日（同日前にこの条例による改正後の大野市体育施設設置条例第3条の規定により指定管理者の指定をした場合にあっては、当該指定の日）までの間は、大野市体育施設の管理については改正前の条例の例による。

附 則（平成19年条例第10号）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の大野市体育施設設置条例第5条の規定による利用の許可を受け、かつ、使用料を納入した者に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年条例第2号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に、改正前の大野市体育施設設置条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成21年条例第27号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第8号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第11号)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年条例第33号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

施設区分		利用期間	利用時間
真 名 川 憩 い の 島	多目的グ ラウンド	4月1日から11月30日まで	午前7時から午後7時まで
	自由広場		
	野球場		
	マレット ゴルフ場		
島	サッカー 場	4月1日から4月30日まで	午前7時から午後9時まで
		9月1日から10月31日まで	
		5月1日から8月31日まで	午前7時から午後9時30分ま で

		11月1日から11月30日まで	午前7時から午後7時まで
サッカー 場照明設 備		4月1日から4月30日まで	午後7時から午後9時まで
		9月1日から10月31日まで	
		5月1日から8月31日まで	午後7時30分から午後9時30分まで
大野市明治 公園テニス 場		4月1日から11月30日まで	午前8時30分から午後9時30分まで
大野市ゲー トボール場		4月1日から11月30日まで	午前7時から午後7時まで
奥越ふれあ い公園多目 的広場照明 設備		4月1日から4月30日まで	午後7時から午後9時まで
		9月1日から10月31日まで	
		5月1日から8月31日まで	午後7時30分から午後9時30分まで

別表第2（第10条関係）

体育施設使用料

（単位：円）

施設区分			時間区分				
			7：00 ～9：00	9：00 ～12：00	12：00 ～17：00	17：00 ～19：00	19：00 ～21：00
真 名 川 憩 い の 島	多目的グ ラウンド	片面	600	800	1,200	600	1,600
		全面	900	1,200	1,800	900	2,400
	サッカー 場	全面	600	800	1,200	600	1,600
		照明設 備	1時間当たり 1,500				

野球場	半面	600	800	1,200	600	1,600
				0		0
	全面	900	1,200	1,800	900	2,400
			0	0		0
マレットゴルフ場		年間	1人当たり 3,000			
		1日	1人当たり 200			
		大会	1日当たり 2,000			
大野市ゲートボール場		1コートにつき1時間当たり 400				
奥越ふれあい公園多目的広場照明設備		1時間当たり 1,500				

備考

- 1 照明設備の使用料については、大野市公共施設使用料減免規則（平成元年規則第26号）第2条第4号及び第3条の減免に関する規定は、適用しない。
- 2 利用許可時間を超過して利用した場合の使用料は、時間区分ごとに定められている使用料をそれぞれ合計した額とする。
- 3 利用者が市外に住所を有する場合は、使用料の5割に相当する額を加算する。

大野市明治公園テニス場使用料

（単位：円）

区分		時間区分			1時間当たり 超過料金
		8:30～12:00	12:00～17:00	17:00～21:30	
専 用 利 用	大会 (1コート)	3,000	3,000	3,000	1,000
	練習 (1コート)	1,200	1,200	1,200	400
個 人	一般	2時間につき 150			100
	高校生	2時間につき 100			50

利 用	中 学 生 以 下	2 時 間 に つ き 5 0	2 0
--------	--------------	--------------------	-----

備考

- 1 利用許可時間を超過して利用した場合の使用料は、時間区分ごとに定められている金額と超過時間 1 時間当たりの金額に超過時間を乗じて得た額との合計額とする。
- 2 利用者が市外に住所を有する場合は、使用料の 5 割に相当する額を加算する。
- 3 個人が利用する場合の使用料については、大野市公共施設使用料減免規則第 3 条第 2 項の減額に関する規定は、適用しない。